

No.	7	
原告(団)	千葉原発訴訟原告と家族の会	
代表者	遠藤 行雄	
原告数合計)	18世帯40名	
原告の属性	千葉県への避難者とその家族 避難指示等対象区域15世帯38名 自主的避難等対象区域2世帯5名 その他(福島県内)1世帯4名	
訴訟名	福島第一原発事故被害者集団訴訟	
提訴日	第1次 平成25年3月11日 第2次 平成25年7月12日	
原告数	第1次 8世帯20 第2次 10世帯27名	
裁判所	千葉地方裁判所	
被告	国・東電	
弁護団	原発被害救済千葉県弁護団	
弁護団HP	<a href="http://gbengo-chiba.com/">http://gbengo-chiba.com/</a>	
主な請求の内容	現状回復	-
	慰謝料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティ喪失につき2000万円</li> <li>・避難生活につき月50万円</li> </ul>
	実損害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居住用不動産等の再取得費用</li> <li>土地:1368.8万円(全国平均)</li> <li>建物:2238万円(全国平均)</li> <li>・家財道具購入費(損害保険基準)</li> <li>・その他、避難費用、弁護士費用等を賠償せよ</li> </ul>

※福島県内の地域は便宜上、原子力損害賠償紛争審議会の中間指針追補における「避難支持等対策区域」「自主的避難等対象区域」の定義に従い分類しています。